

令和5年度鹿児島県原子力防災訓練（報道発表1）

本日午前7時、薩摩半島西方沖を震源とする最大震度7の地震が発生しました。川内原子力発電所1, 2号機は原子炉が自動停止し、外部電源が喪失しました。

2号機については、地震発生と同時に原子炉冷却材の漏えいが発生しました。

現在、1, 2号機とも、非常用ディーゼル発電機から交流動力電源を供給し、蒸気発生器への給水により原子炉の冷却が行われています。

なお、現在のところ、川内原発周辺に設置している測定局における環境放射線モニタリング結果に異常はありません。

午前7時、県では、災害対策本部を設置するとともに、薩摩川内市のオフサイトセンターに現地災害対策本部を設置しました。また、薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、姶良市、さつま町、長島町についても同時刻にそれぞれ災害対策本部を設置しました。

令和5年度鹿児島県原子力防災訓練（報道発表2）

九州電力(株)川内原子力発電所から、

「午前7時15分、川内原子力発電所2号機は、電動補助給水ポンプの故障等により、蒸気発生器への給水がタービン動補助給水ポンプのみとなった。」との通報がありました。

これは、原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当し、本日午前7時30分、国から防護措置に係る要請がありました。

要請の内容は、

- ① P A Z 内の施設敷地緊急事態要避難者は、避難準備を始めること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は屋内退避の準備を始めること。
- ② P A Z 内の施設敷地緊急事態要避難者に対する安定ヨウ素剤の配布準備を始めること。
- ③ 緊急時モニタリングセンターの立ち上げの準備に協力するとともに、緊急時モニタリングの準備を実施すること。
- ④ P A Z 及びU P Z 内の住民等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

なお、現在のところ、川内原発周辺に設置している測定局における環境放射線モニタリング結果に異常はありません。

令和5年度原子力防災訓練（報道発表3）

九州電力(株)川内原子力発電所から「午前8時35分、川内原子力発電所2号機は1次冷却材の漏えいが拡大し、非常用炉心冷却装置（ECCS）が作動するものの、充てん高圧注水ポンプの故障が発生した。」との通報がありました。

これは、原子力災害対策特別措置法第10条に該当する事象であり、また、原子力災害対策指針に定める施設敷地緊急事態に該当する事象です。

この通報を受け、国から次のとおり要請がありました。

- ① PAZの施設敷地緊急事態要避難者は、安全な避難が可能となるまでの間は屋内退避すること。安全が確認され、避難手段の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き放射線防護対策施設において屋内退避を実施すること。
- ② 屋内退避にあたっては、地震による家屋の倒壊等により自宅での屋内退避の実施が困難な場合は、地震による影響がない安全な近隣の指定避難所等において屋内退避等を実施すること。
- ③ PAZの一時滞在者は、避難経路が確保されるまでの間は屋内退避し、安全が確認され避難手段の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け帰宅すること。
- ④ PAZの住民（施設敷地緊急事態要避難者を除く）は、避難準備を実施すること。
- ⑤ PAZの住民（施設敷地緊急事態要避難者を除く）に対する安定ヨウ素剤の配布準備を始めること。
- ⑥ UPZの住民は、屋内退避の準備を始めること。当該地域の一時滞在者であって自家用車で帰宅できる者は、安全な避難が可能となった段階で帰宅すること。
- ⑦ PAZ及びUPZの住民等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

なお、現在のところ、川内原発周辺に設置している測定局における環境放射線モニタリング結果に異常はありません。

令和5年度原子力防災訓練（報道発表4）

第2回県災害対策本部会議の結果等についてお知らせします。

1 環境放射線モニタリング結果に異常はありません。また、薩摩川内市のオフサイトセンターに緊急時モニタリングセンターを立ち上げました。

2 施設敷地緊急事態の発生に伴った国からの要請を受け、今後の対応方針を次のとおり決定しました。

- ① PAZ内の住民は、鹿児島市へ避難すること。避難は原則自家用車とし、自家用車での避難が困難な場合はバスを使用すること。
- ② 安定ヨウ素剤を携行していない方は、集合場所で緊急配布を受けること。
- ③ 社会福祉施設に入所している方、在宅の避難行動要支援者のうち避難の実施によりリスクが高まる方は、引き続き放射線防護対策を講じた屋内退避施設で、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施すること。

なお、避難をする際は、安定ヨウ素剤の服用指示に従い、計画に定められた社会福祉施設や福祉避難所へ避難を実施すること。避難にはバス及び福祉車両を使用すること。

令和5年度原子力防災訓練（報道発表5）

九州電力(株)川内原子力発電所から「川内原子力発電所2号機は、午前10時に、非常用ディーゼル発電機が故障したことにより、全交流動力電源が喪失し、非常用炉心冷却装置(ECCS)による注水が不能となった。」との通報がありました。

これは、原子力災害対策特別措置法第15条に該当する事象であり、また、原子力災害対策指針に定める全面緊急事態に該当する事象です。

のことから、午前10時10分、内閣総理大臣から「原子力緊急事態宣言」が発出されました。併せて、防護措置に係る指示がありました。

指示の内容は以下のとおりです。

- ① P A Z の住民及び一時滞在者は、安全な避難が可能となるまでの間は屋内退避すること。
その後、安全が確認され、避難の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、避難すること。また、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き放射線防護対策施設において屋内退避を実施すること。
- ② U P Z の住民及び一時滞在者は、屋内退避を実施すること。
- ③ 屋内退避にあたっては、地震による家屋の倒壊等により自宅での屋内退避の実施が困難な場合は、地震による影響がない安全な近隣の指定避難所等において屋内退避等を実施すること。
- ④ P A Z 及びU P Z の住民、一時滞在者等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

令和5年度原子力防災訓練（報道発表6）

九州電力(株)川内原子力発電所から「川内原子力発電所2号機は、午前10時5分に重大事故等対策を開始し、午前10時15分に特重設備(ポンプ)による代替格納容器スプレイを開始した。さらに、午前10時20分、大容量空冷式発電機を起動し、交流動力電源を復電した。」との報告がありました。

これは、原子力災害対策特別措置法第25条に基づく、応急措置の概要の報告です。

令和5年度原子力防災訓練（報道発表7）

第3回県災害対策本部会議の結果等をお知らせします。

1 全面緊急事態に至ったことを受け、以下のとおり防護措置の実施方針が示されました。

- ① P A Z 内の住民は、鹿児島市へ原則自家用車で避難することとし、自家用車での避難が困難な場合はバスを使用すること。
安定ヨウ素剤を携行していない方は、集合場所において配布を受けること。
- ② また、避難の実施により健康リスクが高まる方は、引き続き放射線防護対策を講じた屋内退避施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施すること。
- ③ U P Z 内の住民及び帰宅等が困難な一時滞在者は屋内退避を実施すること。

2 緊急時モニタリングの状況については、空間放射線量の値に異常はありません。

令和5年度原子力防災訓練（報道発表8）

九州電力(株)川内原子力発電所から「川内原子力発電所2号機は、午前11時20分現在、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却中」との報告がありました。

これは、原子力災害対策特別措置法第25条に基づく、応急措置の概要の報告です。
なお、放射性物質の外部放出は止まっています。

令和5年度原子力防災訓練（報道発表9）

緊急時モニタリングの結果、午前11時現在、薩摩川内市野下地区などにおいて、空間放射線量率が継続して毎時20マイクロシーベルトを超えている状況です。

これは、1日以内に区域を特定し、1週間程度内に一時移転を実施する必要のある「OIL2」に該当するため、国から以下のとおり指示がありました。

- ① 薩摩川内市野下地区、藤本地区及び市比野地区、日置市伊集院地域、東市来地域及び日吉地域の住民は、一時移転の手段が整い安全な一時移転が可能となった段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転をすること。また、一時移転に際しては、避難退域時検査を受けること。
- ② 上記①の地区的地域生産物の摂取を控えること。
- ③ PAZ及びUPZの住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

令和5年度原子力防災訓練（報道発表10）

一時移転にあたって、避難退域時検査場所及び安定ヨウ素剤の緊急配布場所についてお知らせします。

- 避難退域時検査場所及び安定ヨウ素剤の緊急配布場所
 - ・ 日置市吹上中央公民館

令和5年度原子力防災訓練（報道発表11）

九州電力(株)川内原子力発電所から「川内原子力発電所2号機は、午後1時20分現在、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却中」との報告がありました。

これは、原子力災害対策特別措置法第25条に基づく、応急措置の概要の報告です。
なお、放射性物質の外部放出は止まっています。

令和5年度原子力防災訓練（報道発表12）

九州電力(株)川内原子力発電所から「川内原子力発電所2号機は、午後3時20分現在、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却中」との報告がありました。

これは、原子力災害対策特別措置法第25条に基づく、応急措置の概要の報告です。
なお、放射性物質の外部放出は止まっています。